

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（追加支援）を給付

対象世帯へ追加の給付金を給付します

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯を支援するための追加支援として7万円を給付します。詳しくは、お問い合わせください。

対象世帯 次の全てに該当する世帯

- ・令和5年12月1日時点でみどり市に住民登録がある世帯
- ・世帯全員の令和5年度の住民税が非課税の世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯は支給対象外です。

給付額 1世帯につき7万円

申請方法 世帯の状況により、申請方法が異なります。下記をご覧ください。

問い合わせ先 重点支援給付金コールセンター☎(46)7779（受付時間 午前9時～午後5時）

※土・日曜日、祝日は受け付けていませんのでご注意ください。

①給付金のお知らせ（はがき）が届く世帯

令和5年度の「重点支援給付金（3万円）」を世帯主の口座でみどり市から受給した世帯

申請不要 です。

「給付金のお知らせ」に記載の口座へ、令和5年12月25日(月)に振り込みました。

②確認書（封書）が届く世帯

令和5年度非課税世帯のうち、

- ・令和5年度の「重点支援給付金（3万円）」を、世帯主名義の口座以外で受給した世帯
- ・令和5年度の「重点支援給付金（3万円）」を受給した口座名義と世帯主の氏名の表記が異なる世帯
- ・世帯全員が令和5年1月1日以前からみどり市に住民登録がある非課税の世帯で、令和5年度「重点支援給付金（3万円）」をみどり市から受給していない世帯

申請が必要 です。

必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で返送してください。

【申請期限】 3月22日(金) 必着

③支給要件に該当しているが「給付金のお知らせ」または「確認書」が届かない世帯

例) 令和5年度非課税世帯のうち、

- ・令和5年1月2日から6月1日までに市外から転入した人がいる世帯のうち、「重点支援給付金（3万円）」を受給していない世帯
- ・令和5年6月2日から12月1日までに市外から転入した人がいる世帯
- ・令和5年度非課税相当であっても、住民税の申告を行っていない人がいる世帯
- ・令和5年度住民税課税世帯であったが、令和5年12月1日までに扶養者と離婚などにより、被扶養者だけが残った世帯

お問い合わせください。

申請方法などをご案内しますので、お問い合わせください。

【期限】 2月29日(木)

